



令和5年度 佐賀県武雄市 観光客誘致対策助成金 のご案内

各種会議や大会等の開催で武雄市内宿泊の団体と、大会や修学旅行等の市内宿泊斡旋の旅行者等への助成金

条件

対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

- 大会等（学会・総会・研修会各種会議・各種スポーツ大会・同窓会・合宿等）
- 修学旅行・国民スポーツ大会・全国高校総体（旅行者のみ）

武雄市内に延べ **10** 泊以上の宿泊

（例：10名様以上で1泊、5名様で2泊など）

助成金が支払われないもの

- ・政治・宗教団体が主催、共催するもの
- ・営利を目的として催されるもの
- ・本市から他に補助を受けて開催されるもの
- ・その他助成金交付にふさわしくないもの

助成金額

申請者が団体様の場合

（基本額 **10,000** 円） + （@ **300** 円 × 宿泊延べ人数） ※限度額 **50,000** 円

基本額1万円と、宿泊延べ人数に300円を乗じた額をお支払いします。（例）10,000円+300円×50泊=25,000円

申請者が旅行者様の場合

※1…対象となる立寄り施設は、施設リストをご参照ください。

市内宿泊を斡旋した団体の方が市内立寄り施設を利用したときと、そうでないときで助成金額が変わります。

大会等を斡旋した場合

◆ 市内立寄り施設※1を利用したとき

（基本額 **10,000** 円） + （@ **300** 円 × 宿泊延べ人数）
限度額 **50,000** 円

基本額1万円と、宿泊延べ人数に300円を乗じた額をお支払いします。
（例）10,000円+300円×50泊=25,000円

◆ 市内立寄り施設を利用しないとき

（基本額 **10,000** 円） + （@ **100** 円 × 宿泊延べ人数）
限度額 **50,000** 円

基本額1万円と、宿泊延べ人数に100円を乗じた額をお支払いします。
（例）10,000円+100円×50泊=15,000円

修学旅行等を斡旋した場合

◆ 市内立寄り施設※1を利用したとき

（基本額 **5,000** 円） + （@ **300** 円 × 宿泊延べ人数）
限度額 **50,000** 円

基本額5千円と、宿泊延べ人数に300円を乗じた額をお支払いします。
（例）5,000円+300円×50泊=20,000円

◆ 市内立寄り施設を利用しないとき

（基本額 **5,000** 円） + （@ **100** 円 × 宿泊延べ人数）
限度額 **50,000** 円

基本額5千円と、宿泊延べ人数に100円を乗じた額をお支払いします。
（例）5,000円+100円×50泊=10,000円

申請書類

申請は**宿泊の1週間前まで**に、請求は宿泊が完了してから**20日以内**に郵送で行って下さい。

応募フロー A 申請 → 交付決定 → 宿泊 → B 実績報告 → 確定通知・お支払い 支払時期は原則「請求書」の受領後、30日以内。

団体様の場合

：旅行者様 大会等斡旋の場合：旅行者様 修学旅行斡旋の場合

A	①助成金交付申請書	③行程表
	②式次第や開催冊子等	
B	④実績報告書 ⑤助成金交付請求書（申請者と振込み口座名義人は同一）	⑥宿泊証明書（宿泊先が発行）
	⑦斡旋証明(契約書等の写し) ⑧立寄り証明（施設リストを参照）	

申請書等の様式は、武雄市のホームページからダウンロードできます。<http://www.city.takeo.lg.jp/>

武雄市営業部商工観光課 〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和805（武雄市観光協会内）
TEL 0954(22)0101 FAX 0954(23)9726